

個別の確認事項

1. 国立大学法人に関する確認事項

- ①入札参加資格審査（物品・役務）における国立大学法人の入札参加資格審査（統一参加資格審査）の運用状況については、全ての国立大学法人が国の入札参加資格審査（統一参加資格審査）との統一運用を行っている（文部科学省確認）。
- ②建設工事の競争参加資格の統一化のための中央公共工事契約制度運用連絡協議会への国立大学法人の参加については、全ての国立大学法人が文部科学省の競争参加資格との統一運用を行っている。また、文部科学省から国立大学法人に対し、従前より中央公共工事契約制度運用連絡協議会の取組の周知や入札契約制度に関する必要な情報の提供が行われている（文部科学省確認）。

2. 独立行政法人に関する確認事項

【厚生労働省】

○指摘事項

所管の独立行政法人において「入札書提出期限の直近2年間の保険料について滞納がないことを証する書類」を求めているが、社会保険と入札は別個の話であり、保険料の未納を理由に入札の資格すら認めないやり方について、見直しを検討すべき（保険料の徴収については、別途、適切な措置を講ずるべき）。

○回答

個別の事業の入札段階よりも前に、一般的に実施する競争入札参加資格審査は当該法人においては行っていないが、入札の際に、社会保険等に参加し保険料の滞納がないことについて、申立書の提出を求めているものである。

なお、厚生労働省においては、社会保険料の支払い義務が事業者にあり、事業者が保険料の滞納により差押処分を受け、業務遂行ができない事態が発生することを未然に防止し、また、適正かつ合理的な競争を確保するため、同様の対応をしており、該当する独立行政法人においては、厚生労働省の所管独立行政法人として、これに準じて対応しているものである。

【外務省】

○指摘事項

JICAでは、中小企業が多数応札してくるから、応札者で国の資格を保有している者は半数以下とのことだが、国の入札にも中小企業は参加している。JICAに固有の事情（中小企業の応札が多い理由）があり、国よりも中小企業の応札件数が多くなっている実態があるのか。

○回答

JICA が実施する契約は、原則として国の競争入札参加資格証明書の提出を求め、国との統一運用を実施しております。

一方で、JICA では中小企業の優れた製品や技術を途上国の開発に活用し、途上国の開発課題の解決と、日本の国内経済の活性化に資することを目的とした「中小企業海外展開支援事業」を提案公募型で実施しており、本事業に応募してくる中小企業は国の入札に参加している者が少ないことから（直近の実績例_公募例1：採択48件中全省庁統一資格無31件、公募例2：採択45件中同30件）、本事業に限っては事務効率化の観点も踏まえ、国の競争入札参加資格の有無に関わらず、資格証明の提出は求めず、先に御提出している競争入札参加資格審査チェックシートのおりの書類を提出いただいております。国の競争入札参加資格と異なる条件で資格を設定しているということではありません。